



鳥取県公報

平成13年3月28日(水)
号外第30号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立倉吉未来中心管理規則（公園都市政策課）.....	4
	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の施行期日を定める規則（＃）.....	20
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（生産流通課）.....	20
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 （＃）.....	21
	鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する 規則の一部を改正する規則（総務課）.....	21

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県立倉吉未来中心管理規則

1 目的（第1条関係）

この規則は、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心（以下「倉吉未来中心」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 利用時間（第2条関係）

（1）倉吉未来中心の利用時間は、次のとおりとすることとした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

ア 大ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室及びセミナールーム 午前9時から午後10時まで

イ 鳥取県男女共同参画センター（以下「センター」という。） 午前9時から午後7時まで

ウ 前2号に掲げる施設以外の施設 午前8時30分から午後10時まで

（2）知事は、（1）により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を倉吉未来中心の施設内に掲示する等して周知しなければならないこととした。

3 休館日（第3条関係）

（1）倉吉未来中心の休館日は、次のとおりとすることとした。

ア 月曜日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

（2）知事は、特に必要があると認めるときは、（1）にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

4 利用の申込み（第4条関係）

利用許可を受けようとする者は、次の表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ同表の方法の欄に定める方法により、同表の受付期間の欄に定める受付期間内に知事に申し込まなければならないこととした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、受付期間以外の期間においても申し込むことができることとした。

区	分	方法	受付期間	
1 センター以外の施設	(1) 大ホール、小ホール(可動席を使用する場合に限る。) 楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム及び団体事務局サロン	申込書の提出	利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の1年前から7日前まで	
	(2) (1)以外の施設	申込書の提出	利用日の6月前から前日まで	
2 センターの施設	(1) ミーティング室	専用利用	申込書の提出	利用日の6月前から当日まで
		一般利用	口頭による申込み	利用日の6月前から当日まで
	(2) (1)以外の施設(子供室を除く。)	口頭による申込み	利用日の6月前から当日まで	

5 利用の通知等(第5条関係)

(1) 知事は、センターのミーティング室(専用利用の場合に限る。)又はセンター以外の施設を利用しようとする者に対し利用許可をしたときは、通知することとした。

(2) (1)の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の請求があったときは、(1)の通知書を提示しなければならないこととした。

6 利用許可の変更(第6条関係)

利用者は、利用許可に係る事項を変更しようとするときは、利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

7 利用の辞退の届出(第7条関係)

利用者は、利用許可に係る施設の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ利用辞退届出書を知事に提出しなければならないこととした。

8 施設設備の滅失等の届出(第8条関係)

利用許可を受けた者は、倉吉未来中心の施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

9 利用の終了の届出(第9条関係)

利用者は、倉吉未来中心の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

10 センターの子供室の利用条件(第10条関係)

センターの子供室の利用に当たっては、当該利用に係る子供の保護者が同伴しなければならないこととした。

11 利用料金の減免(第11条関係)

(1) 利用料金の減免をすることができる場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところによることとした。

ア 大ホール又は小ホール(可動席を使用する場合に限る。)を専ら練習又は準備のために利用するとき 次の表に定める額への減額

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
大ホール	12,220円	24,450円	30,560円	61,120円
小ホール	2,440円	4,890円	6,110円	12,220円

イ 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額

ウ 介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額

エ 公益を目的として設置された団体で、県が出資し、又は補助金を交付しているものが、団体事務局サロンを利用するとき 知事が別に定める額への減額

(2) 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を知事に提出しなければならないこととした。

12 利用料金の還付(第12条関係)

(1) 利用者が既に納めた利用料金(以下「既納利用料」という。)は、還付しないこととした。ただし、次のいずれかに該当する場合は、知事は、それぞれに定める額を還付することができることとした。

ア 利用者が、その責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 既納利用料の全額

イ 利用者が、利用日の7日前(大ホール、小ホール(可動席を使用する場合に限る。)、楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム及び団体事務局サロンの利用にあつては、1月前)までに、利用辞退届出書を提出したとき 既納利用料の2分の1の額

ウ その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

(2) 既納利用料の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を知事に提出しなければならないこととした。

13 雑則(第13条関係)

この規則に定めるもののほか、倉吉未来中心の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

14 施行期日

この規則は、平成13年4月21日から施行することとした。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則

1 目的(第1条関係)

この規則は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館(以下「二十世紀梨記念館」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 開館時間(第2条関係)

(1) 二十世紀梨記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとすることとした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

(2) 知事は、開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を二十世紀梨記念館の施設内に掲示する等して周知しなければならないこととした。

3 休館日(第3条関係)

(1) 二十世紀梨記念館の休館日は、次のとおりとすることとした。

ア 毎月の第3月曜日(その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)

イ 12月28日から同月31日までの日

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

(3) 臨時に休館し、又は休館日に開館する場合は、2の(2)と同様の措置を講ずることとした。

4 利用の申込み(第4条関係)

二十世紀梨記念館の利用許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならないこととした。

5 入館券の交付（第5条関係）

知事は、二十世紀梨記念館の利用許可をしたときは、知事が別に定める場合を除き、入館券を交付することとした。

6 施設設備の損傷等の届出（第6条関係）

二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

7 利用料金の減免（第7条関係）

(1) 利用料金を減額又は免除をすることができる場合は、次のとおりとすることとした。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県文化振興財団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする事とした。

ア 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。

イ 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。

ウ 介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。

エ その他財団法人鳥取県文化振興財団が特に必要があると認めるとき。

(2) 次のア又はイに掲げる事由により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥取県文化振興財団に提示しなければならないこととした。

ア (1)のイの事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面

イ (1)のウの事由 介護保険被保険者証

8 雑則（第8条関係）

この規則に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

9 施行期日

この規則は、平成13年4月27日から施行することとした。

規 則

鳥取県立倉吉未来中心管理規則をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第9号

鳥取県立倉吉未来中心管理規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心（以下「倉吉未来中心」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第2条 倉吉未来中心の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 大ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室及びセミナールーム
午前9時から午後10時まで
- (2) 鳥取県男女共同参画センター(以下「センター」という。) 午前9時から午後7時まで
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設 午前8時30分から午後10時まで

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を倉吉未来中心の施設内に掲示する等して周知しなければならない。

(休館日)

第3条 倉吉未来中心の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直後の休日でない日)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第4条 条例第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の方法の欄に定める方法により、同表の受付期間の欄に定める受付期間内に知事に申し込まなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、受付期間以外の期間においても申し込むことができる。

区 分	方 法	受 付 期 間
1 センター以外の施設	(1) 大ホール、小ホール(可動席を使用する場合に限る。) 楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム及び団体事務局サロン	様式第1号による申込書の提出 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の1年前から7日前まで
	(2) (1)以外の施設	様式第1号による申込書の提出 利用日の6月前から前日まで
2 センターの施設	(1) ミーティング室	専用利用 様式第1号による申込書の提出 利用日の6月前から当日まで
		一般利用 口頭による申込み 利用日の6月前から当日まで
	(2) (1)以外の施設(子供室を除く。)	口頭による申込み 利用日の6月前から当日まで

(利用の通知等)

第5条 知事は、センターのミーティング室(専用利用の場合に限る。)又はセンター以外の施設を利用しようとする者に対し利用許可をしたときは、様式第2号により通知するものとする。

2 前項の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の請求があったときは、同項の通知書を提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第6条 利用者は、利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による利用許可の変更に準用する。

(利用の辞退の届出)

第7条 利用者は、利用許可に係る施設の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備の滅失等の届出)

第8条 利用許可を受けた者は、倉吉未来中心の施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第9条 利用者は、倉吉未来中心の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(センターの子供室の利用条件)

第10条 センターの子供室の利用に当たっては、当該利用に係る子供の保護者が同伴しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 大ホール又は小ホール(可動席を使用する場合に限る。)を専ら練習又は準備のために利用するとき 別表に定める額への減額

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額

(4) 公益を目的として設置された団体で、県が出資し、又は補助金を交付しているものが、団体事務局サロンを利用するとき 知事が別に定める額への減額

2 条例第9条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、様式第5号による利用料金減免申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 利用者が既に納めた利用料金(以下「既納利用料」という。)は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、それぞれ当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 既納利用料の全額

(2) 利用者が、利用日の7日前(大ホール、小ホール(可動席を使用する場合に限る。)、楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム及び団体事務局サロンの利用にあつては、1月前)までに、第7条の規定による利用辞退届出書を提出したとき 既納利用料の2分の1の額

(3) その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

2 既納利用料の還付を受けようとする者は、様式第6号による利用料金還付申請書を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、倉吉未来中心の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月21日から施行する。

別表(第11条関係)

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
大ホール	12,220円	24,450円	30,560円	61,120円
小ホール	2,440円	4,890円	6,110円	12,220円

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 午前0時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 3 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

様式第1号(第4条関係)

その1(大ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室又はスタッフルームを利用する場合)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事

様

郵便番号

住 所

申込者(団体にあつては、所在地)

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉未来中心を利用したいので、申し込みます。

利 用 の 目 的 (催物の内容)	
利 用 施 設	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
内 準 備 期 間 開 催 期 間 撤 去 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入 場 料 の 徴 収 等	有(最高額 円) ・ 無 一般公開・関係者のみ
営 利 ・ 非 営 利 の 別	営 利 ・ 非 営 利 小ホールの可動席を使用しない場合に記入すること。
設 備 の 利 用	有 ・ 無
そ の 他 の 事 項	大ホール(全席利用・1階席のみ利用) 小ホールの可動席使用(有・無) 小ホールの可動席を使用しない場合の冷暖房利用(有・無) 該当する利用方法に 印を付けること。
会 場 責 任 者	(住 所) (氏 名) (電話番号)

その2 (リハーサル室、練習室、セミナールーム又はアトリウムを利用する場合)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあつては、所在地)

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉未来中心を利用したいので、申し込みます。

利 用 の 目 的 (催物の内容)	
利 用 施 設	(アトリウム利用の場合の利用希望面積：_____m ²)
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
内 訳	準 備 期 間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	開 催 期 間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	撤 去 期 間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
設 備 の 利 用	有 ・ 無
そ の 他 の 事 項	セミナールーム利用の場合の冷暖房利用(有・無)
会 場 責 任 者	(住 所) (氏 名) (電話番号)

その3 (男女共同参画センターのミーティング室を利用する場合)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあつては、所在地)

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉未来中心を利用したいので、申し込みます。

利 用 の 目 的 (催物の内容)	
利 用 施 設	鳥取県男女共同参画センター ミーティング室
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 時 分まで
利 用 人 数	人
設 備 の 利 用	有 ・ 無
そ の 他 の 事 項	
会 場 責 任 者	(住 所) (氏 名) (電話番号)

その4 (団体事務局サロンを利用する場合)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあつては、所在地)

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉未来中心を利用したいので、申し込みます。

利 用 の 目 的 (催 物 の 内 容)	団体の事務所設置のため
利 用 施 設	団体事務局サロン 利用希望面積 : _____ m ²
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
そ の 他 の 事 項	
会 場 責 任 者	(住 所) (氏 名) (電 話 番 号)

様式第2号(第5条関係)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 通 知 書

第 号

住 所

(団体にあつては、所在地) 様

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

鳥取県知事

印

年 月 日付けで申込みのあつた鳥取県立倉吉未来中心の利用については、次のとおりとしたので通知します。

利 用 の 目 的 (催 物 の 内 容)	
利 用 施 設	
利 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利 用 料 金	円 (冷・暖房利用料、設備利用料等は含まない。)
利 用 の 条 件	

様式第3号(第6条関係)

その1(大ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室又はスタッフルームを利用する場合)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 変 更 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあっては、所在地)

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立倉吉未来中心の利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	変更の 有 無
利用目的 (催物の内容)		
利用施設		
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
内 訳	準備期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	開催期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	撤去期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入場料の徴収等	有(最高額 円)・無 一般公開・関係者のみ	
営利・非営利の別	営 利 ・ 非営利 小ホールの可動席を使用しない場合に記入すること。	
設備の利用	有 ・ 無	
その他の事項	大ホール(全席利用・1階席のみ利用) 小ホールの可動席使用(有・無) 小ホールの可動席を使用しない場合の冷暖房利用(有・無) 該当する利用方法に 印を付けること。	

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

添付書類 変更に係る利用通知書

その2 (リハーサル室、練習室、セミナールーム又はアトリウムを利用する場合)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 変 更 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあっては、所在地)

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立倉吉未来中心の利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	変更の 有 無
利用の目的 (催物の内容)		
利用施設	(アトリウム利用の場合の利用希望面積: _____ m ²)	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
内 訳	準備期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	開催期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	撤去期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
設備の利用	有 ・ 無	
その他の事項	セミナールーム利用の場合の冷暖房利用(有・無)	

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

添付書類 変更に係る利用通知書

その3 (男女共同参画センターのミーティング室を利用する場合)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 変 更 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあっては、所在地)

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立倉吉未来中心の利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	変更の 有 無
利用の目的 (催物の内容)		
利用施設	鳥取県男女共同参画センター ミーティング室	
利用期間	年 月 日 時 分から 時 分まで	
利用人数	人	
設備の利用	有 ・ 無	
その他の事項		

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

添付書類 変更に係る利用通知書

その4 (団体事務局サロンを利用する場合)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 変 更 申 込 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあっては、所在地)

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立倉吉未来中心の利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	変更の 有 無
利用の目的 (催物の内容)	団体の事務所設置のため	
利用施設	団体事務局サロン 利用希望面積 : _____ m ²	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他の事項		

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

添付書類 変更に係る利用通知書

様式第4号(第7条関係)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 辞 退 届 出 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあつては、所在地)

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立倉吉未来中心の利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
辞退の理由	

添付書類 辞退に係る利用通知書

様式第5号(第11条関係)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 料 金 減 免 申 請 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあっては、所在地)

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 の 目 的 (催 物 の 内 容)	
利 用 施 設	
利 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
減 免 を 必 要 と す る 理 由	

様式第 6 号 (第12条関係)

鳥 取 県 立 倉 吉 未 来 中 心 利 用 料 金 還 付 申 請 書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住 所

申込者 (団体にあっては、所在地)

氏 名

Ⓜ

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
利用の目的 (催物の内容)			
利用施設			
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利 用 料	納付年月日	年 月 日	領収書番号 第 号
	既納付額	円	
還付申請金額	円		
申請理由			
備 考			

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第10号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）の施行期日は、平成13年4月21日とする。ただし、同条例第2条（同条第2項第3号を除く。）の規定の施行期日は、平成13年4月1日とする。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第11号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則

（目的）

第1条 この規則は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 二十世紀梨記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を二十世紀梨記念館の施設内に掲示する等して周知しなければならない。

（休館日）

第3条 二十世紀梨記念館の休館日は、次のとおりとする。

（1） 毎月の第3月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

（2） 12月28日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

（利用の申込み）

第4条 条例第2条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

（入館券の交付）

第5条 知事は、利用許可をしたときは、知事が別に定める場合を除き、入館券を交付するものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第6条 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第7条の規定により利用料金を減額し、又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。
この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県文化振興財団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

- (1) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。
- (4) その他財団法人鳥取県文化振興財団が特に必要があると認めるとき。

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥取県文化振興財団に提示しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面
- (2) 前項第3号に掲げる事由 介護保険被保険者証

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月27日から施行する。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第12号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例(平成12年3月鳥取県条例第24号)の施行期日は、平成13年4月27日とする。

鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第13号

鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年鳥取県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(閲 覧 の 場 所) 第 2 条 閲 覧 の 場 所 は、 <u>鳥取県総務部総務課</u> とする。	(閲 覧 の 場 所) 第 2 条 閲 覧 の 場 所 は、 <u>鳥取県監査委員事務局</u> とする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。